

米原市学校における働き方改革取組方針（概要）

～教職員が生き生きと働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために～

R8.4.1

- ・目標① 超過勤務時間 月 45 時間以内（年間 360 時間以内）、
超過勤務月平均 30 時間程度を目指しつつ、
超過勤務時間 月 80 時間を超える教員は 0 人とします。
- ・目標② 年次有給休暇の取得を促進します。（1 人当たり年間平均取得日数 16 日以上）
- ・目標③ ワーク・ライフ・バランスや仕事への満足度向上を目指し、
「やりがいがある」と肯定的な回答を 90%以上、
「働きやすい」と肯定的な回答が 80%以上を目指す。

☆学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

- ・市費非常勤講師の配置
- ・教員業務支援員の配置
- ・業務改善を意識した取組（学校及び教師が担う業務の適正化、授業時間の見直し等）
- ・教職員の在校等時間の客観的な把握とその縮減に向けた取組状況の公表
- ・校務 DX の加速化
- ・自動採点システムの有効活用

☆部活動における教員の負担軽減

- ・部活動指導員の配置
- ・地域部活動検討委員会の設置
- ・部活動指導員や地域部活動の指導員の人材確保

☆専門性をもった多様な人材の活用

- ・学校事務共同実施の推進と共同学校事務室の設置
- ・ICT 支援員の配置による GIGA スクール構想の推進
- ・SC、SSW の配置

☆家庭や地域の力を活用する取組

- ・コミュニティ・スクール推進事業
- ・地域学校協働活動推進事業

☆教職員の健康づくりと勤務時間管理

- ・校務支援システムによる勤務時間の把握
- ・ワーク・ライフ・バランスの研修
- ・週に 1 日は定時退勤日を設ける。
- ・夏季休業期間中に、1 週間以上の集中休暇期間を設定する。
- ・自動対応電話の継続

◎部活動の活動方針

- ・効率的・効果的な活動を推進するとともに、生徒の健康面を考慮した指導を行う。
- ・活動時間は、平日は 2 時間程度、休日は原則 3 時間以内とする。
- ・休養日は原則平日の 1 日以上と土・日曜日の 1 日以上、週 2 日以上設定する。
- ・従来の朝練習は、原則行わない。